

本日一時金の支給日

～特別給ではなく生活保障給～

府職の友
本庁ニュース

行 大阪府職労
内線3746

本日は、一時金（特別給・期末勤勉手当）の支給日です。今年の秋季年末確定闘争で府職労・府労組連へ総務部長が最終回答した府「人勧」どおり0.1月増分は、府議会では条例改正が可決されていないため、本日の支給には間に合わず年内差額で調整中となっています。本日支給されるのは、2・225月（再任用職員1・2月）となります。

今回、府「人勧」の完全実施は、21年ぶりと言われるように過去には、賃金・一時金カット、給料表2%カット、賃金引上げは4月にさかのぼらず、次の年の4月実施という値切りもありました。「府『人勧』にもとづく、まともな賃金を」という当たり前の要求を府職労

が交渉で声をあげることによって、一定の到達を実現させています。また、若手職員の生活改善につながるように初任給や賃金引上げも実現しています。引き続き、府職労へのご協力や加入をお願いします。

一時金の由来

さて、一時金・賞与とは、定期給の労働者に対し定期給とは別に支払われる、特別な給料のことで、ボーナスとも呼ばれます。欧米ではいわゆる特別配当・報奨金の類だそうなんです。日本では、基本的に夏と冬の年2回支給される場合が多いですが、企業によっては年1回や年3回といったところもあります。また、もともと制度として導入してない場合もあります。日本では古くは江戸時代に商人がお盆と年末に奉公人に配った「仕着」（夏は氷代、冬は餅代と

も）が由来といわれています。昔は欧米のようなシステムと大差のないシステムでしたが、第二次世界大戦敗戦後のインフレ・シヨんで労働運動（労働組合の賃金闘争）が高揚し、生活のための出費が

かさむ夏と冬に生活保障的な「一時金」としての性格を帯びるようになり、1回につき月給の0.5〜3ヶ月分が支払われるようになり、現在に至ります。さて、一時金、皆さんは何に使われますか？

10年間の特別給(一時金)推移

年度	勧告	実施分	備考
2007年度(H19)	4.50月(0.05月増)	改定見送り	○特別給(期末勤勉手当)のカット(H17~22年度)4%~10%のカット
2008年度(H20)	公民均衡	-	
2009年度(H21)	4.15月(▲0.35月減)	勧告どおり	
2010年度(H22)	3.95月(▲0.20月減)	勧告どおり	
2011年度(H23)	改定見送り	勧告どおり	
2012年度(H24)	公民均衡	-	
2013年度(H25)	公民均衡	-	
2014年度(H26)	4.10月(0.15月増)	値切り実施	
2015年度(H27)	4.20月(0.10月増)	勧告どおり	
2016年度(H28)	4.30月(0.10月増)	勧告どおり	
2017年度(H29)	4.40月(0.10月増)	勧告どおり	